横浜歴史研究会会報発行事務規程

本規程は、横浜歴史研究会規約第四条(事業) 3 に規定する会報(記念誌 含む)の発行にあたって主要な事項を定める。

第1条 編集委員

- 1 編集委員は、毎年の会報発行計画に基づき会報を発行する。
- 2 編集委員は、会報発行のため原稿募集要領の作成、原稿募集、編集・校正 作業、印刷業者との折衝などを行う。

第2条 編集会議

- 1 編集委員を構成員とした編集会議を設ける。
- 2 編集会議には必要に応じ会長も参加することができる。
- 3 編集会議は、編集上の必要事項の協議または編集上の重要事項の決定をする。

第3条 校正の基準

編集委員が原稿を校正する際の校正基準は次の通りである。なお、校正 とは、原稿の内容、字句、体裁の誤りや不具合いを修正することをいう。

- (1) 原稿募集要領に反していないか。
- (2) 本会の規約・規程等に反していないか。
- (3) 法令に違反していないか。
- (4) 公序良俗に反していないか。
- (5) 差別用語はないか。
- (6) 字句の使用が妥当か。
- (7) 内容が相応しいか。
- (8) その他、編集上必要なこと

第4条 原稿の会報等への不掲載

編集委員は、下記の場合に原稿の全部または一部を掲載しないことができる。

- (1) 原稿の内容が会報掲載に相応しくないと判断した場合
- (2) 投稿総数が多く、予算などから想定される頁数を超える場合
- (3) 掲載しないことに相当の事由がある場合

第5条 投稿者が順守すること

- 1 原稿募集要領に基づき投稿すること
- 2 盗作はしないこと

付 則

(施行期日)

1 本規程は平成30年1月9日から施行する。